

令和5年10月
仙台市水道局

水道管布設工事の諸経费率算定基準変更の予定について【お知らせ】

仙台市水道局が発注する工事の積算方法について、下記の変更を予定しておりますので、お知らせします。

記

1 適用対象

仙台市水道局が発注する水道管布設工事

2 変更内容及び適用時期

	諸経費 ^{※1} 率の算定基準	諸経費 ^{※1} の補正
令和6年3月以前の単価により予定価格を算出する工事	土木工事標準積算基準書（宮城県）	諸経費 ^{※1} の対象額から特殊製品費 ^{※2} の2分の1を控除
令和6年4月以降の単価により予定価格を算出する工事	水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省） ^{※3}	

※1：諸経費＝共通仮設費、現場管理費及び一般管理費

※2：特殊製品費＝二次・三次製品全般及び、それらの付属材料に係る材料費

※3：行政移管に伴い、名称変更となる場合があります。

3 留意事項

- ① 各工事の適用単価については、施工条件明示書の「積算年月」をご確認ください。
- ② 上記の予定が変更となる場合は、別途お知らせします。

4 お問い合わせ先

水道局 給水部 計画課 技術管理係 電話 022-304-0031

以上